

会議録

1 附属機関等の会議の名称

令和3年度第2回美里町上下水道事業経営審議会

2 開催日時 令和3年11月8日（月）午後2時から午後4時40分まで

3 開催場所 美里町上下水道課 2階会議室

4 会議に出席した者

（1）委員

金子 浩一委員（会長）

菊池 文夫委員（副会長）

高橋 篤委員

佐々木 豊委員

（2）事務局

課長 櫻井 純一郎

課長補佐 佐々木 聰

下水道総務係長 田村 太市

上水道総務係長 高橋 黙

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題：令和3年度第2回美里町上下水道事業経営審議会資料について

公開非公開の別：公開

6 非公開の理由

該当なし

7 傍聴人の人数

なし

8 会議資料

令和3年度第2回美里町上下水道事業経営審議会資料

令和3年度 第2回
美里町上下水道事業経営審議会会議録

令和3年1月8日開催

開 会

○上下水道課上水道課長補佐（佐々木 聰） それでは定刻となりましたので、令和3年度第2回美里町上下水道事業経営審議会を執り行わせていただきます。

まずは事務局の出席職員についてご紹介いたします。課長の櫻井純一郎です。

○上下水道課長（櫻井 純一郎） 櫻井です。今日もよろしくお願ひします。

○上下水道課上水道課長補佐（佐々木 聰） 下水道総務係長の田村太市でございます。

○上下水道課下水道総務係長（田村 太市） 田村と申します。よろしくお願ひいたします。

○上下水道課上水道課長補佐（佐々木 聰） 続きまして上水道総務係長、高橋勲でございます。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 勲） 高橋です。よろしくお願ひいたします。

○上下水道課上水道課長補佐（佐々木 聰） 最後になりますが、課長補佐の佐々木と申します。本日はよろしくお願ひします。以上、4名で進めさせていただきます。

それでは、これより議事進行は金子会長にお願いいたします。金子会長、よろしくお願ひいたします。

○会長（金子 浩一） それでは、これから議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

議題に従い、進行いたします。まずは1. 審議事項（1）第2次美里町水道事業経営戦略資料について、事務局より説明があります。よろしくお願ひいたします。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 勲） それでは、第2次美里町水道事業戦略につきまして私、高橋からご説明させていただきます。座ってのご説明とさせていただきたいと思います。

お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。ひとつがA4縦の（案）第2次美里町水道事業経営戦略となっているものでございます。次に別紙1というものです。A3横で、黄色及び緑で着色されている部分があるものです。これが別紙1の投資財政計画となっております。もうひとつ別紙2です。こちらが投資財政計画（收支計画）推計値と決算数値の比較となっているものです。

お手元に資料、揃っておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらの資料順にご説明させていただきたいと思います。それでは、最初にA4縦の第2次水道事業経営戦略をお開きください。まずは今回の策定の趣旨についてご説明させていただきます。

本町の水道事業につきましては、旧小牛田町が昭和4年1月から、南郷町につきましては昭和39年6月から給水を開始しております。その後、平成18年1月の合併を経まして、美里町水道事業が創設されております。各施設ですが、高度経済成長期に整備された施設が多くございまして、これらが法定耐用年数を経過し、更新時期を迎えております。今後、水道水の安定供給を継続していくためには、建設事業への更なる投資の増加が必要な状況となっております。

また、全国的な人口減少が見込まれる中、本町も例外ではなく、町が令和2年度に策定しました第2次美里町総合計画・総合戦略、こちらの将来推計人口では、平成27年度の24,852人、国勢調査の実績値になっております。これが令和22年度には、19,306人まで減少することが見込まれております。これは目標人口の数値となっております。

今後、こういった人口減少等によりまして、料金収入の減少が避けられないものになっております。経営の健全化、効率化の取組が求められているところとなっております。

1. 2 経営戦略の見直しについてです。美里町水道事業経営戦略、こちらにつきましては美里町総合計画・総合戦略に次ぐ、経営の基本方針・事業執行計画を定めた個別事業計画という位置づけになっております。町は平成28年度に1度、こちら美里町水道事業経営戦略を策定しております。より健全かつ安定的な事業運営を行うため、これまでの計画期間の検証を行うとともに、経営戦略の見直しを行なうものであります。

次のページをご覧ください。今回の第2次経営戦略の計画期間でございます。令和4年度から令和13年度までの10年間とさせていただきます。国等が示すガイドラインにも、経営状況等を踏まえて10年以上の合理的な期間を設定することが必要となっておりますので、中長期的な経営の安定化を図るため10年間を経営戦略の計画期間といたします。

次に2. 水道事業の概要になります。水道事業につきましては、まず主に鳴瀬川を水源とする原水の取水。また、宮城県が行う大崎広域水道用水供給事業により供給される浄水を受水し、町内に配水を行っております。表を見ていただくと、小牛田地域につきましては鳴瀬川の原水が60パーセント、大崎広域からの浄水が40パーセントの割合となっております。南郷地域につきましては100パーセント大崎広域からの受水となっております。全体で合計しますと鳴瀬川の原水量が48パーセント、大崎広域からの浄水量が52パーセントとなっておりまして、広域から浄水を受水する量が多くなっている状況です。

次に2. 1 水道施設についてご説明させていただきます。美里町の水道事業は、小牛田地域は大正15年から、南郷地域は昭和37年から建設事業を実施しまして、数次の増補改良事業によりまして施設の拡充を行なってきました。また平成18年度及び平成19年度には、第5次増補改良事業として、建設から40年以上経過し老朽化が進んでいた浄水場を移転しました。これまでの急速ろ過方式から緩速ろ過方式に浄水処理を変更したこと、より安全で効率的な水道水の供給体制を整備しました。

水道事業では令和3年3月末時点での約88億5,580万円の水道施設を有形固定資産として所有しております。主な所有資産につきましては美里町浄水場、梅ノ木取水場、桜木町配水池、蜂谷森配水池、柿ノ木平配水場等の施設。あとは、それらに管路が主な資産となっております。

なお平成23年度から令和2年度までの建設改良事業の合計につきましては、約12億9,200万円の事業費を支出しております。主に老朽化した管路の更新でありますとか、配水池の災害対策等を実施しております。

4ページになります。2. 1. 2 水道料金について、ご説明させていただきます。美里町水道事業の水道料金は、基本料金制と受水量料金制を組み合わせた料金体系となっております。令和元年10月に料金改定を行なって、現在の料金は右の表のとおりとなっております。

基本料金につきましては、使用している水道メータ一口径ごとに異なります。口径が大きいほど、一度に多くの水量が使用できることから料金単価も高くなるような設定になっております。

水道料金につきましては、使用する用途と水量により単価が異なります。料金の単価は、1か月の使用水量が1m³から10m³の場合は、1m³あたりの単価は223.3円となります。

1か月の使用水量が11m³以上の場合、11m³以上の水量につきまして1m³あたりの単価が231.0円となっております。また新築等で工事を行なう場合は、水道料金が臨時用という括りになります。1m³あたりの単価が752.4円となります。

これらの基本料金と水道料金を合算して、水道料金として請求をしております。計算方法につきましては、下段の表のとおりとなっております。

次に、2. 1. 3 経営状況の推移について、ご説明させていただきます。美里町水道事業の平成23年度から令和2年度までの営業成績を示す、収益的収入及び収益的支出の推移は次のとおりとなっております。

まず（1）収益的収入の推移について、ご説明させていただきます。収益的収入につきましては、給水収益が収入全体の約90パーセントを占めております。水道事業会計の主たる収入と言えます。平成23年度の給水収益につきましては、東日本大震災の影響によりまして約5億3,400万円まで落ち込みましたが、平成24年度以降は災害復旧工事の進捗により回復傾向で推移しております。平成25年度と平成26年度に小牛田地域と南郷地域を統一料金とする水道料金改定を実施しております。その影響もありまして平成26年度に、約6億3,000万円まで回復しました。平成27年度以降は横ばいの傾向が続いておりましたが、年々増加する企業債償還金の財源確保のため、令和元年10月に改定率約14パーセントの水道料金改定を実施しまして、令和2年度で約6億8,100万円となりました。

なお、本町の給水人口につきましては平成23年度で25,186人でしたが、令和2年度で24,042人となり、10年間で約1,144人減少しています。また令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる水道の使用傾向の変化がみられるなど、これらが給水収益に与える影響が懸念されます。表の青い棒グラフ、それが給水収益、緑色のものがその他の収益になっております。あわせて給水人口の減少も線グラフの赤い線で示しております。

（2）収益的支出の推移について、ご説明させていただきます。収益的支出につきましては、年度により増減はございますが概ね増加傾向にあります。まず営業費用（維持管理費）につきましては、横ばいの傾向にあります。ただし管路の老朽化により、近年、大規模な漏水事故が多発しております。その影響で修繕費が増加傾向にございます。

また営業費用（減価償却費等）につきましては老朽化更新工事や梅ノ木取水場一部解体工事の実施によりまして、減価償却費や資産減耗費等の経費が増加傾向にございます。

営業外費用（支払利息）につきましては、企業債償還が進んでおりまして残高が減少していることもあります、減少傾向にございます。

最後に特別損失でございます。特別損失につきましては、主に災害等で計上する費用になっております。平成23年度には東日本大震災の復旧費としまして、約4,900万円の災害損失を計上しました。近年、気候変動の影響もあります、地震のみならず水害等の災害リスクが高まっております。今後も突発的な費用の支出を要する事態が見込まれます。

最後に（3）収益的収支の推移、収入と支出を比べた推移になっております。収益的収支につきましては、平成23年度から平成26年度までの期間は、災害に起因する収入の減少及び支出の増加、老朽資産の更新による減価償却費の増加等がありまして、純損失を計上するような状況でございました。平成27年度以降は、水道料金改定による収入の増加や、受水費の料金値下げ等の影響も有りまして純利益を計上しました。

今後につきましては、先ほども申し上げましたが主たる収入である給水収益が人口減少等の影響により減少が見込まれること。支出については、大規模な漏水事故が発生しており、修繕費の増加が見込まれ、それらの対策として老朽管更新工事の早期更新が求められていることから、減価償却費等の増加が見込まれるところです。また、先ほども申し上げた災害等の突発的な経費支出のリスクが非常に高まっております。依然として、厳しい経営状況が続くものと見込んでおります。特に災害損失につきましては、復旧に要する費用が事業経営に与える影響が大きい反面、

推計でそれらを見込むことは困難であります。そのため適正な給水収益を確保することで、災害損失に耐えうる経営体力の構築が必要となっております。

次に8ページ、2. 2組織についてご説明させていただきます。美里町水道事業は令和3年4月1日現在で、管理者である町長と職員5人で業務を行っています。上下水道課長は管理者である町長の命を受け、上下水道課の事務を掌理し、所属する職員の指揮監督を行います。課長補佐は課長を補佐するとともに、課長に事故があるときは、その職務の代理を行います。上下水道施設係は管路等の水道施設の維持管理に関することや、水源の監視及び水質管理等の水道の供給に関する仕事を担当しています。上水道総務係は主に会計経理に関することや、水道料金の賦課徴収に関する仕事を担当しています。業務の民間委託を拡大したこと、水道事業に携わる職員が減少しております、知識や技術の継承が課題となっております。

次に2. 3経営指標分析について、ご説明させていただきます。総務省が公表しております、経営比較分析表の経営指標について、各指標の現状の把握及び分析を行いました。経営比較分析表は全国の水道事業体を類型化しております、本町と同規模の給水人口、給水人口1万5千人から3万人を有する類型団体の平均値と、全国平均値の各指標を比較することで、財政状況の分析が容易になります。なお県内の類型団体につきましては、令和2年度末としては角田市、大河原町、七ヶ浜町、大和町、加美町となっております。また令和2年度の類型団体の平均値及び全国平均値は、まだ全国的に公表されておりませんので、本町の数値のみ記載したグラフとなっております。

9ページ以降はこちらの指標をグラフ化、また分析したものになっております。2. 3. 1施設の効率性に関する指標となっております。まず有収率という指標についてです。こちらのグラフですが青いのが美里町の指標、オレンジ色の線が類型の平均値、灰色グレーの線が全国平均値となっております。まず有収率につきましては、施設の稼働により配水した水が収益に繋がっているかを判断する指標となっております。有収率が高いほど水道料金徴収の対象となる水量が多く、効率的であることを示しています。本町の有収率につきましては、平成28年度で82.62パーセントから、令和2年度では87.42パーセントで推移をしております。なお令和元年度時点では、類型団体平均値81.39パーセント、全国平均値89.80パーセントとなっておりまして、全国平均値には達しておりません。また目標として設定してきました88.70パーセントにも達していない状況です。近年は管路の老朽化によりまして、漏水事故が多発しております。料金収入に繋がらない水が流れているため横ばいの傾向にございます。不明水を早期発見するために、引き続き、継続的な漏水調査を実施するとともに、計画的な老朽管更新工事を行うなど有収率向上の取り組みが必要な状況となっております。

次に施設利用率について、ご説明させていただきます。施設利用率につきましては、1日の配水能力に対する1日平均配水量の割合を示す指標です。施設の利用状況の適正規模を判断する指標であり、高い数値であるほど施設能力を活用しているといえます。本町の施設利用率につきましては平成28年度で50.59パーセント、令和2年度では47.99パーセントと減少傾向にございます。令和元年度時点では類型団体平均値55.14パーセント、全国平均値60.00パーセントを下回る数値で推移しています。やはり給水人口の減少や節水器具の普及、また大口使用者の撤退もあり有収水量が減少傾向にあることから、あわせて配水量も減少傾向にあり、施設の最適化が求められているものとなっております。

次に10ページ、料金回収率について、ご説明させていただきます。1m³あたりの給水に係る

費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標となっております。数値が低いほど給水に係る費用が、給水収益以外で賄われていることを示しております。本町の料金回収率につきましては平成28年度で96.48パーセント、令和2年度では98.60パーセントとなりました。令和元年度時点では、類型団体平均値98.64パーセントは上回っているものの、全国平均値103.24パーセントを下回る水準で推移しています。令和元年10月に料金改定を行い、収入の安定化を図りましたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染症への対応としまして、料金減免を実施しました。その影響もありまして、令和2年度は100パーセント下回る数値となっております。今後、料金改定の成果が数値に現れるか、推移に注意が必要な項目となっております。

次に給水原価について、ご説明させていただきます。有収水量1m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかの指標になっております。本町の給水原価は平成28年度に290.89円、令和2年度では308.98円となっております。増加傾向で推移しております。令和元年度時点では類型団体平均値178.92円、全国平均値164.38円を大きく上回る水準下で推移しております。これは、令和2年度末時点での企業債残高が約32億5,930万円あり、それにかかる企業債利息が嵩んでいること。また維持管理経費が増加していることが要因となっております。給水原価を低く抑えられるよう、維持管理費等の削減に努める必要がございます。

次に2.3.3財政状況の健全性に関する指標でございます。経常収支比率について、ご説明させていただきます。給水収益や一般会計からの繰入金等の経常収益で、維持管理費や支払利息等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標となっております。本町の経常収支比率は平成28年度で100.51パーセント、令和2年度は103.91パーセントとなっております。令和元年度時点では類型団体平均値108.61パーセント、全国平均値112.01パーセントを下回る水準で推移しております。各年度において100パーセントを上回る数値で推移はしていますが、やはり今後、資本的支出における企業債償還がピークを迎えることを考慮すれば適正な給水収益の確保により、健全な経営を続けていく必要がある数値となっております。

次に累積欠損比率についてご説明させていただきます。営業収益に対する累積欠損金は営業活動により生じた損失で、繰越利益剰余金等でも補てんすることができずに、複数年に渡って累積した損失の状況を表す指標となっております。こちらにつきましては、累積欠損金等はございませんので、本町においては0パーセントとなっております。

次に12ページ、流動比率についてご説明させていただきます。短期的な債務に対する支払い能力を示す指標となっております。数値が100パーセント以上であると、1年内に支払うべき債務に対し支払うことができる現金等がある状態を示しております。本町の流動比率につきましては平成28年度で177.32パーセント、令和2年度は145.30パーセントとなっており、減少傾向で推移しております。令和元年度時点では類型団体平均値379.08パーセント、全国平均値264.97パーセントを大きく下回る水準となっております。本町の場合、先ほどもご説明しましたが企業債残高、これが多いことがやはり大きな要因となっておりまして、単年度の企業債償還金が多いことから、各平均値を大きく下回る水準となっております。

次に企業債残高対給水収益比率になります。給水収益に対して、企業債残高の割合を示す指標となっております。本町の企業債残高対給水収益比率につきましては平成28年度で573.84パーセント、令和2年度では478.57パーセントと、減少傾向で推移しております。令和

元年度時点では類型団体平均値398.98パーセント、全国平均値266.61パーセントを大きく上回る水準で推移しております。先ほどからお話ししているとおり、企業債残高が他団体に比べて多い状況となっております。なお令和2年度末の企業債残高の内訳としましては、美里町浄水場建設に係る企業債残高が約13億3,390万円、管路に係る企業債残高が約17億7,900万円、施設及び機械設備に係る企業債残高が約7,450万円、災害復旧費等に係る企業債残高が約7,190万円となっております。

次に2.3.4老朽化に関する指標でございます。有形固定資産減価償却費率について、ご説明させていただきます。有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。数値が100パーセントに近いほど、保有資産の法定耐用年数が近づいていることを示しております。本町の有形固定資産減価償却費率は平成28年度で36.51パーセント、令和2年度では41.72パーセントと増加傾向で推移しております。令和元年度時点では類型団体平均値49.92パーセント、全国平均値49.59パーセントで、これらの平均値と比べますと下回る水準となっております。これは、こちら美里町浄水場の建設で所有する資産が比較的新しいため、減価償却累計額が低く抑えられていることが原因となっております。一方、管路の老朽化が進んでいることから、それらの事業実施に係る投資が必要であることが推測されます。

次に、管路経年化率について、ご説明させていただきます。法定耐用年数を超えた、管路延長の割合を示す指標となっております。本町の管路経年化率につきましては平成28年度で18.17パーセント、令和2年度では26.34パーセントとなりまして、上昇傾向で推移しております。令和元年度時点では類型団体平均値16.88パーセント、全国平均値19.44パーセントを上回る水準で推移しています。これにつきましては、小牛田地域に残っております石綿セメント管や、町内全域に残っている塩化ビニール管等が法定耐用年数を経過していることが要因となっております。なお、令和2年度末時点での管路延長総計は約221キロメートルであります。うち、法定耐用年数40年を経過している管路は、約58キロメートルとなっております。すみません、こちらの管路経年化率につきまして、全国で公表されている数値と若干、誤差があります。今回、こちらの経営戦略を策定するにあたりまして管路の総延長や、法定耐用年数を超えた管路の延長を再度確認させていただきまして、こちらの経営戦略に記載しております数値が最新のものとなってます。全国で公開されている数値と若干異なるのはそのためです。

次に14ページ、管路更新率について、ご説明させていただきます。当該年度に更新した管路延長の割合を示す指標となっております。管路の更新ペースや状況を示している指標となっております。本町の管路更新率は平成28年度で0.34パーセント、令和2年度では0.59パーセントとなりました。令和元年度時点では類型団体平均値0.52パーセント、全国平均値0.68パーセントを下回る水準で推移しております。特に平成30年度につきましては、0.00パーセントとなっております。こちらにつきましては、更新工事に係る関係機関との協議に時間を要したこと。また令和元年度につきましては、災害対応業務とも重なったこともあり、更新工事が進みませんでした。令和2年度からは更新ペースを上げて行ったことで、数値が上がっております。近年、漏水事故が多発していることから、更に更新ペースを速めたいところですが、財源に限りがあることから必要な更新投資が遅れているような状況になっております。

こちらの管路更新率につきましても、先ほど申し上げた管路経年化率と同様に国の公表数値と若干異なります。こちらのほうが最新の数値となっておりますのでご了承いただければと思

います。

次に15ページ、3. 経営の基本方針について、ご説明させていただきます。本町の最上位計画である美里町総合計画・美里町総合戦略では、暮らしやすさを実感できるまちを目指しております。その中で、水道事業は住民生活を支えるライフラインとして、居住環境の質の向上の役割を担っております。水道水を安定供給することを施策の目的としています。美里町水道事業では、第2次美里町総合計画・総合戦略設定した施策の目的を達成するため、国(厚生労働省)が示す新水道ビジョンが掲げる安全、強靭、持続の3つのテーマごとに経営の基本方針と施策の目標を定めて、事業運営を推進します。

まず、安全の部分です。安全な水道水の供給を行います。そのために、水質の安全管理を徹底してまいります。また水道施設の適切な点検、修繕により水道水を安全に供給します。

次に強靭です。自然災害に対する体制の構築を行ってまいります。災害時行動マニュアルを策定します。管路の耐震化を行います。施設の浸水防止対策を行います。水道設備の機能強化により災害時の給水体制を確保します。

次に持続になります。健全かつ安定的な事業運営の持続になります。経営戦略に基づき計画的な事業運営を行います。災害時等の突発的な支出に耐えうる経営体力を構築します。適正な料金水準の検討を行います。将来を見据えた人材育成に取り組みます。計画的な漏水調査による予防保全と有収率向上に努めます。管路の口径の適正化を図ります。水道料金の未納対策を強化し、未納額の縮減に努めます。

これらの基本方針を元に16ページ、別紙1投資・財源計画を策定いたしました。後ほど、中身については詳しく説明させていただきたいと思います。

もうひとつ、別紙2投資・財政計画、推計値と決算数値の比較になります。こちらにつきましてはタイトルと変えさせていただいておりますが、第1回目でご説明させていただいた資料の内容となっております。詳細については、第1回目で説明しておりますので、今回は省かせていただきたいと思います。

4. 2投資・財形計画の見直しに当たって、今後、見込まれる給水収益の減少や更新に係る投資的経費の増大に対応し、安定し持続可能な水道事業を経営していくためには、計画的な事業執行が求められます。そのためには投資(支出)と財源(収入)の均衡がとれた計画が不可欠です。今回、平成29年3月及び平成31年1月に策定した投資・財政計画と決算数値の比較(別紙2)を行い、その内容を踏まえ、令和3年度から令和13年度までの投資・財政計画(別紙1)の見直しを行いました。適正な料金水準と投資の合理化の検討を行い、経営の健全化を図っていきます。

4. 2. 1投資についての説明につきましては、担当のほうからご説明させていただきます。
○上下水道課上水道課長補佐(佐々木聰) それでは、私のほうから4. 2. 1投資についての説明をさせていただきます。ページ数は16ページから20ページのあいだで説明させていただきます。まず、美里町の水道事業では老朽化が進んでおります更新時期を迎える水道管がかなりございまして、小牛田地域においては石綿セメント管が布設から45年以上が経過しているという状況でございます。そのことから投資・財政計画では令和11年までに石綿セメント管の更新を完了させるため、更新事業費を次のとおり見込んでございます。石綿セメント管の更新工事費でございます。期間は令和3年度から令和11年度までございます。14億8,131万4,000円を見込んでございます。こちらのほう、補助金等を活用しながらやっていきた

いと考えておりますと、宮城県生活基盤耐震化補助金、あと水道事業債等を活用しながら行つていこうと計画を立ててございます。

続きまして 17 ページに移ります。上段になります。平成 30 年度より美里町に新鳴瀬という地区がございますが、新鳴瀬地区の配水管布設替工事でございます。こちらの新鳴瀬地区の部分につきましては老朽管と違いまして、敷地内に複数の給水管が張り巡らされておりまして、そちらを新たにひとつに集約するものでございます。こちら令和 3 年度から令和 8 年度までとなつて、事業費におきましては 7,982 万 9,000 円を見込んでございます。こちらは、水道事業債等を使って整備していくものになります。

続きまして、令和 11 年度以降に、老朽化が進む水管橋、鋳鉄管や塩化ビニール管など耐震性を有しない配水管が現在も残っております。そちらを優先的に整備しまして、管路の耐震化を図つてまいりたいと思います。

中段になりますが、水管橋の更新工事でございます。これは期間といたしましては、令和 11 年度から令和 13 年度の中で行つてまいりたいと考えております。場所につきましては美里町の南郷地域にございますが、南郷地域から大崎市の鹿島台にかかります観音橋という橋がございます。また、美里町における江合川という河川がございますが、その江合川にかかっております遠田橋水管橋を更新するものでございます。こちらのほうは 1 億 1,480 万円となってございます。続きまして、鋳鉄管の更新工事でございます。こちらのほう鋳鉄管と申しておりますけれども、冒頭に美里町の特に小牛田地域は昭和 4 年から、配水管の整備をしているということでお話しがありましたけれども。そちらの昭和 4 年とそれ以前に埋設されております、鋳鉄管が現在も残っております。こちらは駅前地区に多く残っておりますと、それを令和 11 年度から令和 13 年度まで整備をしていくことで考えてございます。これが 3 億 8,147 万 3,000 円ほど見込んでございます。財源につきましては、国の補助金等を活用しながら整備をしてまいりたいと考えてございます。

また、下段になりますが、管路の布設以外にも災害への備えや機能低下、それらを優先して更新を見込んでいくものもございます。梅ノ木取水場の活性炭充填設備等の増設工事でございます。これは令和 4 年、来年度 1,000 万円で工事を行つてまいりたいと思っております。こちらはどのようなものかといいますと、河川等に油等が流入した場合、取水場のところで活性炭を入れまして、その油等を除去するような設備でございます。

続きまして、18 ページに移りたいと思います。18 ページの上段になります。蜂谷森配水池の階段更新工事でございます。これにつきましては、令和 6 年度に行つてまいりたいと考えております。蜂谷森配水池がございますが、そちらの階段の老朽化が目立つてまいりまして、更新をしていくというようなものでございます。1,000 万ほど事業費を見込んでございます。続きまして、梅ノ木取水場の浸水対策工事でございます。こちらは令和 6 年度に行つてまいりたいと考えてございます。取水場ですが、河川敷にございまして、台風等の大きな風雨にさらされると河川の上昇とともに、河川水が侵入して敷地が浸水している状況が見受けられました。そのようなことを回避するために、側溝等を整備しまして浸水対策を図ろうというものですございます。こちらのほうが 2,400 万ほど見込んでございます。

続きまして公用車の購入になります。水道料金等の滞納整理をやつてある状況ではございますが、そちらの業務で使っております公用車がもう 20 年経過しておりますと既に 14 万キロほど乗っているということから、令和 7 年度に新たに更新を行つてていくところでございます。こ

ちらは160万円の予算を見込んでございます。続きまして、美里町浄水場の浸水対策工事でございます。こちらは令和7年度、3,000万ほどとの予算で整備をしてまいりたいと考えてございます。こちらの浄水場ですが、平坦地ということもございまして、浸水したときに水を逃がす場所がないものですから、止水壁や側溝等を整備いたしまして、水を排除するような設備を検討していくものでございます。続きまして18ページの一番下の段になりますが、南郷地域のテレメーター更新及び中央監視装置の更新工事でございます。こちらは現在、テレメーター等を1階の監視室に置いて監視しておりますが、既に約20年近く、この時点で経過するということになりました、テレメーター設備を更新するというものでございます。2,694万7,000円ほど事業費を見込んでございます。

続きまして、19ページに移らせていただきます。19ページの上段でございます。公共下水道の接続工事でございます。こちらは令和8年度に計画をしております。既に直近の部分、近くの新鳴瀬地区まで、下水道が整備されておりまして、令和8年度ごろにこちらの施設まで来るということで、そのときに200万円予算措置し公共下水道への接続をしたいと考えてございます。こちらの施設は現在、浄化槽でございまして。浄化槽から接続するということでございますので、この程度の金額で済むと考えております。続きまして、大柳計測所の動力盤、計装基盤の更新工事でございます。これが令和8年度になります。こちらは南郷地域の大柳というところに、柿ノ木平配水場から流れてきました水を計測する施設がございまして。そちらの計測施設が設置から約20年近く経過しているものですから新たに入れ替えて、更新をするということでございます。4,620万円ほどを見込んでおります。続きまして、柿ノ木平配水場の動力盤、計装基盤の更新工事でございます。こちらは前年度に引き続きございますが、先に大柳計測所の接続をしますが、そのあとで今度は柿ノ木平配水場部分の観測所を直していくということでございます。これらは4,070万円ほど見込んでおります。続きまして、柿ノ木平配水場のポンプ設備及び水位計の更新工事でございます。こちら柿ノ木平の配水場にあります水位計、水位を表す計測器とポンプ設備の更新を行うものでございます。こちらにつきましては令和9年度で更新を完了して、685万7,000円ほどの事業費を見込んでございます。

最後、下段になりますが梅ノ木取水場の取水ポンプの更新工事でございます。こちらは梅ノ木取水場にあります河川からの水を透水層という部分に送るためのポンプでございます。令和9年度に更新時期となっておりますので、1号ポンプが更新時期を迎えるということで、令和9年度に699万6,000円で更新を行うものでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。20ページの上段になりますが、倉庫の設置工事になります。こちらは前回の経営戦略の中でも挙げておりましたが、いろいろな資材を現在は東庁舎の倉庫に保管してございます。漏水事故等が起きたときに、こういった部材を持ち出す倉庫が必要だということで、令和10年度に500万ほどで倉庫を計上するものでございます。続きまして、大柳計測所の圧力流量計・伝送器等更新工事でございます。こちらは先ほど、大柳の動力盤等の説明をしましたが、動力盤ではなく大柳計測所におきましては、常に圧力を一定に保つための流量計を調整する装置がございます。そちらの圧力を一定に保てるように、流量計の更新を行うものでございます。こちらは令和11年度ということで、2,579万2,000円ほどを見込んでおります。続きまして、梅ノ木取水場の計装設備更新工事でございます。こちら梅ノ木取水場にも計測器がございまして、こちらは梅ノ木取水場から水を汲んだものを浄水場まで運んでくるための装置でございます。こちらもこの時点では20年でありますので、更新をするもの

でございます。その下段ですが、柿ノ木平配水場の監視装置等更新ということになります。柿ノ木平配水場から美里町浄水場に常に監視しておりますところに、信号で現在の状況をお知らせしているものになりますが。そちらも20年の期限となりますので、1,911万2,000円で、直していくというものでございます。最後になりますが、一番下段になりますが、梅ノ木取水場真空ポンプ及び送水ポンプ更新工事でございます。こちらは梅ノ木取水場にあります、先ほど説明しました取水のところに、3つほどポンプがあるとお話ししましたが。その中のひとつであります真空ポンプとなります。こちらも20年経ちますので、更新時期であるということから令和13年度に更新をしていくものでございます。また送水ポンプも同時期に更新をしていくものでございます。これが令和13年度で、525万3,000円ほど予算を措置して直していくというものでございます。以上になりますが、令和13年度までの整備の更新、投資についての説明にかえさせていただきます。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 熱） 引き続き、高橋から説明させていただきます。4.2.2財源についての説明でございます。4.2.2.1給水収益の推計について、ご説明させていただきます。給水収益につきましては、3つの要素から推計いたしました。まずひとつが、給水人口の推計でございます。給水人口につきましては、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の目標人口の推移を基に推計を行っております。中段にございます表の上段の目標人口、こちらが第2次美里町総合計画、美里町総合戦略の目標人口の推移となっております。下段が給水人口の推移となっております。目標人口は国勢調査人口を基に算出しており、給水人口は住民基本台帳人口を基に算出しておりますので数値が異なるものとなります。ただし人口の減少幅は参考になるものと考えております。目標人口の減少幅を給水人口に乗じて、推計したものが下段の給水人口全体の推移となっております。推計で、1年間で約220人から230人程度の人口減少を見込んでおります。この減少傾向を、使用水量の推計に用いております。

2点目に使用水量の推計になります。使用水量の推計につきましては、上記の給水人口の影響と過去の年間実績の増減率を基に推計を行っています。水道メータ一口径13mm、20mm及び25mmは主に一般家庭で使用されており、上記の給水人口の減少の影響を大きく受けます。そのため、水道メータ一口径13mm、20mm及び25mmの使用水量につきましては、令和2年度の使用水量実績に、給水人口の減少率を乗じて推計を行っております。

次のページ、22ページをご覧いただきたいと思います。水道メータ一口径30mm以上の使用水量につきましては、主に事業者でありますとか、官公署の施設等で使用されております。令和2年度の使用水量実績に、平成28年度から令和2年度までの平均増減率を乗じて推計を行っております。これら推計した使用水量を1か月の使用水量1m³から10m³、1か月の使用水量11m³以上、臨時用の3つの区分に整理したものが、こちらの表になります。これらの整理した数字を4ページの水道料金表の水量料金の単価を乘じますと、水量料金（税込）の推計値となっております。

次に契約件数の推計でございます。契約件数の推計につきましては、使用水量の推移や給水人口の推移と異なり増加傾向で推移しております。特に水道メータ一口径20mmの増加が顕著であるなど、水道メータ一口径ごとに増減の傾向が異なっております。そのため平成28年度から令和2年度までの契約件数平均増減率を乗じて、次のとおり年間の契約件数の推計を行っております。こちらの表をご覧ください。この契約件数に、4ページの水道料金表の口径別単価を乗じたものが基本料金（税込）の推計値となっております。この水道料金と基本料金の推計値を

合算したものが、23ページのグラフのとおりとなっております。これが給水収益の推移となっております。基本料金につきましては、やはり契約件数が増えておりますので微増傾向で推計を行っています。ただ給水人口の減少、それに伴う使用水量の減少の影響が大きく、給水収益全体では減少するという推計になっております。令和3年度には約7億1,000万円の収益となっております。すみません正しくは7億900万となっております。こちらは後ほど訂正させていただきます。令和13年度には約6億7,000万円まで減少するものと見込んでおります。

次に、4.2.2.2企業債の借入について、ご説明させていただきます。水道施設の更新等を行う際に主な財源となる企業債につきましては、他団体と比べて企業債残高が多く、令和4年度には企業債返還額がピークを迎えるなど、経営を圧迫する要因となっております。この状況を改善するため、令和5年度以降の企業債借入額については、起債対象事業費の95パーセントに抑えることといたしました。その場合の企業債借入額は、令和3年度から令和13年度までに、21億9,590万円ほどを見込んでおります。また、企業債残高は令和13年度末で約29億9,863万円と見込んでおりまして、令和2年度末企業債残高が約32億5,933万円であるため、約10年間で約2億6,070万円減少する見込みとなっております。

次に24ページになります。4.2.3投資以外の主な経費について、ご説明させていただきます。投資以外の経費につきましては、まず4年度に上水道施設台帳作成業務委託料を予定しております。事業費1,311万7,000円を見込んでおります。次に令和7年度に技術管理者資格取得研修を予定しております。事業費27万3,000円となっております。次に令和8年度に古館浄水場跡地解体工事を予定しております。事業費につきましては、6,000万円を見込んでおります。こちらも事業は収益的支出となりますので全部税抜きの金額表示とさせていただいております。

令和4年度には令和元年度に改正された水道法に基づき、水道施設台帳の整備が義務づけられたことから、上水道施設台帳作成業務委託料を計上しています。令和7年度には水道技術管理者の資格取得に係る研修経費を計上しております。水道技術管理者につきましては、水道法第19条に規定されている、設置が義務づけられている資格職員となっております。水質や施設等の基準が適切であるか監督する、技術面での責任者となりまして、将来を見据え、資格取得を促進し人材育成に取り組んでいきたいと思っております。令和8年度には、古館浄水場跡地解体費用を見込んでおります。近年、老朽化した施設の管理が課題となっており、特に災害時にはこういった施設の破片等が散乱しまして、周辺地域に被害を及ぼすことが懸念されます。これらを解体して、周辺地域の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

次に2.4.2経費の削減について、ご説明させていただきます。1点目が有収率の向上による動力費等の削減でございます。有収率の向上は、先ほど経営指標でもご説明させていただきました。近年横ばいの傾向にございます。それをなんとか、令和5年度までに美里町全体の有収率を90パーセントまで向上させることを、目標とさせていただきたいと思います。これによりまして動力費等の経費削減に繋げていきたいと考えております。

次に受水費の削減についてご説明させていただきます。美里町水道事業の収益的支出の事業費の約25パーセントが受水費となっております。令和2年度4月に受水費の料金改定が行われました。こちらが責任水量制という契約体系になっておりまして、契約した水量以下でも契約した水量を買ったとみなして支出をしなければならない料金体系になっております。美里町浄水場を稼働させてつくる浄水量のバランスを適切にコントロールすることで、受水費の削減に

取り組んでいきたいと考えております。

次の26ページ以降が、先ほどご説明した経営指標の推移でございます。別紙1の投資・財政計画に基づいて各指標がどのような推移になるのかを示したものになっております。有収率につきましては、先ほどお話ししたように令和5年度までに90パーセントまで向上させることを目標とさせていただきたいと思います。次に施設利用率につきましては、やはり人口減少の影響で水需要が低下してまいりますので、減少傾向が続くことで見込んでおります。次に料金回収率です。料金回収率につきましては、令和3年度に一時的に約115パーセントまで上がることで推計してますが、やはりその後、減少傾向で推移すると考えております。給水収益の減少や、修繕費や減価償却費等の増加によるものが、主な要因になると考えております。給水原価につきましても、やはり修繕費や減価償却費等の経費の増加により、増加傾向で推移することが見込まれます。

次に18ページ、経常収支比率です。令和3年度に約117パーセントまで上がりますが、その後やはり減少傾向で推移することを見込んでおります。累積欠損金比率につきましては、欠損金が各年度とも生じない見込みであるため0パーセントと考えております。流動比率につきましては、令和3年度に約130パーセントまで落ち込みますが、以降の年度では回復傾向で推移することを見込んでおります。次に企業債残高対給水収益比率についてです。企業債残高が減少することによりまして、徐々に減少していくものと考えております。次に有形固定資産減価償却率になります。有形固定資産減価償却率につきましては、こちら浄水場や管路等の資産の減価償却が進むことで、増加傾向で推移していくと考えております。次に管路経年化率です。管路経年化率は、いまの計画通り工事が進んだ場合、令和8年度までは減少傾向で推移するものと考えております。ただ令和11年度以降、再び増加傾向で推移することを見込んでおります。平成元年度以降に整備された管路が耐用年数を迎えることが、11年度以降再び数値が増加する要因と考えております。最後に、管路更新率になります。管路更新率につきましては、機械設備等の更新事業を先ほどご説明させていただきましたが、そういった事業を行う年度につきましては老朽化更新工事の事業費を抑制しております。そのため、更新延長が伸びない年がございますが、こういった形でジグザグとしたグラフの推移を見込んでおります。

経営指標の最後、総括について説明します。4. 2. 6 経営指標の総括となります。美里町水道事業では、令和元年10月に改定率約14パーセントの料金改定を行い収入の安定化を図りましたが、給水人口の減少による影響等により令和2年度の回収率は100パーセントを下回るなど、給水収益の伸び悩みが懸念されます。また、修繕費等の維持管理費や減価償却費などの支出が増加傾向にあり、経常収支比率や給水原価といった指標についても、今後も厳しい状況が見込まれます。資産の状況につきましては、管路経年化率が年々高くなっています、管路更新のペースを速める必要がありますが、管路以外の資産も老朽化が進行していることから、重要度や老朽度に応じた事業の優先順位付けや、水需要の低下に併せた施設の最適化を行うなど、計画的・効率的な事業実施が求められています。資産の更新の主たる財源となる企業債につきましては、企業債残高対給水収益比率が着実に減少傾向にあるものの、依然として類型団体や全国団体の平均値を大きく上回っており、企業債に依存しない事業の実施が必要です。各年度において着実に純利益を計上できれば、流動比率が向上して現金等の流動資産が増加することが見込まれます。これらを蓄え災害等の突発的な支出に耐えうる経営体力の構築を目指していくところでございます。

最後、32ページになります。4.3投資・財政計画に未反映の取組や今後の予定について、ご説明させていただきます。まずひとつ、浄水場の更新費用と大崎広域水道受水費との比較になります。美里町浄水場については建設から12年が経過し、施設の老朽化が進行しています。今後、施設の更新経費が嵩むことが見込まれ、町が浄水場を継続的に運転し水道水の供給を行うより大崎広域水道用水供給事業の浄水を購入したほうが安価である場合が想定されます。内容を十分に精査し、今後、比較検討を行っていきます。

次に水道事業の広域連携になります。広域連携につきましては、全国的に広域連携の検討が行われております。現在、宮城県の主導により営業系及び給水装置の共同委託による管理の一体化や、事業統合による広域連携のシミュレーションを行っております。今後、国や宮城県の動向を注視し、関係市町村と連携して広域連携及び広域化の検討を行ってまいります。

次に、上工下水一体官民連携運営「みやぎ型管理運営方式」の影響です。みやぎ型管理運営方式につきましては、県の上水道、下水道、工業用水の3つの施設を20年にわたり民間に委託し運営していくものです。令和4年4月から、みやぎ型管理運営方式の事業展開が予定されておりますが、県水を受水している本町としても今後の動向に注視して、他の受水市町村とも連携して対応を行ってまいります。

次に、民間委託の見直しです。現在、美里町水道事業では美里町浄水場等運転管理業務、有収率向上対策業務、メーター検針及び交換業務、水道料金等収納窓口業務について民間委託を行っております。委託の成果により業務の効率化が図られましたが、反面、水道事業に携わる職員が減少し、職員の知識や技術の継承が課題となっています。また、働き方改革に伴う労働環境の改善によりまして、宮城県が公表する労務設計単価が上昇傾向にあるなど、委託料については今後、増加傾向で推移するものと考えております。そのため、令和6年度に次期契約更新がございまして、そこに向けて契約内容、委託内容につきまして見直しを行っていきたいと考えております。

5. 経営戦略の事後検証・更新についてです。本経営戦略につきましては美里町総合計画・総合戦略と連携を図りながら、毎年度の決算状況を反映し進捗管理を行い、P D C Aサイクルを確認していきます。また、計画期間の中間年次である令和8年度に見直しを行うこととします。見直しにおいては投資・財政計画と、実績との乖離やその原因に対する検証を行うとともに、各種経営指標を活用し、類型団体の経営状況や比較分析を行い、見直しとともに各種経営指標を活用し、類型団体の経営状況との比較分析を行い、見直し後の経営戦略へ反映し、経営健全化に努めしていくこととします。

計画本体は以上となります。更に別紙1について解説をさせていただきたいと思います。

別紙1投資・財政計画（収支計画）になります。まず始めに、収益的収支についてご説明させていただきます。主に色を塗った項目について解説させていただきます。（1）給水収益になります。給水収益につきましては、令和3年度で7億898万3,000円を見込んでおります。これが大体、年400万円くらいのペースで減少を見込んでおります。令和13年度には、6億7,038万6,000円と見込んでおります。次に修繕費です。修繕費につきましては、令和3年度で2,061万円を見込んでおります。その後、令和4年度で3,625万6,000円、令和5年度には4,192万1,000円、令和6年度には4,305万3,000円と増加傾向で考えております。増加の主な要因でございますが、先ほど課長補佐から説明がありましたとおり、この浄水場も建設から12年経っておりますので老朽化が進んでおります。各施設や機械設備なども同様です。そういうものの修繕費等を見込んでおります。もうひとつが、管路の老朽

化による修繕費が増加傾向で推移しております。そういうものを反映させたものとなっております。あとは消火栓の修繕経費や下水道事業の受託工事も見込んでおりまして、その影響で増加しております。大きな増加の要因はそういうところとなっております。

次に委託料になります。令和3年度で1億3,978万4,000円だったものが令和6年度より大きく上がります。1億7,361万円となり、年3,000万円ほど増加を見込んでおります。こちらにつきましては、現行の事業者に参考見積りの徴収を行ったところ、かなり料金単価が上昇した見積りが提出されました。先ほどの、経営戦略の32ページでお話ししたとおり、働き方改革に伴う労働環境の改善による影響が大きいのかなと考えております。ただこれは、このままの金額で契約をすると経営を圧迫する要因なりますので、例えば委託内容の見直しを検討するなど、経費節減に努めていかなければならぬと考えているところでございます。

次に黄色い部分の最後、特別損失になります。特別損失につきましては令和3年度に9,793万円、また令和8年度に6,020万円という数字を計上しております。令和3年度の特別損失につきましては、複数の要因がございます。ひとつが遠田橋の修繕工事というものがございます。地震の影響による被害、また老朽化の影響による被害で、こちらの修繕を今年度行っております。ただ、地理的な条件もございまして仮設管を設置した工事を行っております。その影響もございまして、かなり金額が大きくなっております。また、同じく今年度ですが。中埠地区の漏水事故が、6月に立て続けに3回ほど発生しました。これが管路の老朽化によるもので、ひとつの箇所を修繕して、また付近の箇所から漏水するということが、立て続けに起こったものとなっております。こちらも修繕工事では間に合わないということで、更新工事に切り替えており、仮設管を設置しまして工事を行っております。その影響で経費が嵩んでおります。もうひとつが、柿ノ木平配水場の敷地の道路整備が今年度、必要になりました。その影響で金額が大きく、嵩むことになっております。令和8年度の特別損失6,020万円につきましては、先ほど経営戦略本体の中身でも少しご説明させていただきましたが。古館浄水場跡地の解体工事を見込んでいます。経営戦略のページ数、24ページになります。こちらで、令和8年度に6,000万円ほどの事業費を見込んでおります。財源としましては、公営企業施設等整理債という企業債を活用予定であります。一部委員からもご指摘いただいたんですが、これらの企業債というものは今回お示ししている投資・財政計画（収支計画）で表しにくいものになっております。現金預金残高でありますとか企業債残高には、公営企業施設等整理債は含まれておりますが、資本的収入の企業債の収入の部分にはこちらの数字が反映できないものとなっておりますので、補足事項としてご説明させていただきます。

これらを踏まえまして、緑色の当年度純利益（又は純損失）という部分を、ご覧いただきたいと思います。令和3年度につきましては特別損失の影響等もございまして、1,489万2,000円とあまり純利益は上がらないんですが。令和4年度は9,677万3,000円、令和5年度は9,274万8,000円と純利益を生じさせることができると考えております。令和6年度以降につきましては、先ほど言った委託料の高騰もありまして純利益が伸び悩むような状況になっております。令和8年度につきましては、古館浄水場の解体工事の影響等もありまして、657万6,000円ほどを見込んでおります。以降、給水収益の減少もありまして、令和13年度には4,063万9,000円まで落ち込む見込みと考てております。

現金につきましては、令和3年度で3億5,122万円まで落ち込むものとみております。その後、一進一退を繰り返しまして、中々現金の積み上がりも厳しい状況になっております。ただ

令和10年度で、ようやく約5億589万円、令和13年度で約5億6,998万円となります。現金の保有水準につきましては、6億円を目標としていきたいと考えております。令和13年度までには6億円まで届かないところではございますが、着実に純利益を計上することで現金預金残高を積み上げていきたいと思っております。

次に資本的収支についてご説明させていただきます。資本的収支につきましては、収入の部分では主たる収入である企業債について黄色く塗らせていただいております。令和3年度で2億4,520万円の借入を見込んでおります。令和3年度、令和4年度につきましては、企業債償還のピークの時期ということもありますので、充当率100パーセントで計算しております。令和5年度以降につきましては、企業債の充当率を95パーセント以下にすることで設定して、借入額を削減することで計算をしております。そうすることで企業債残高が、少なくなっていきますので後年の負担軽減に繋がるものと考えております。

次に建設改良費です。建設改良費につきましては、先ほど課長補佐から説明させていただいたとおりとなっております。老朽化更新費がどうしても別の建設改良事業で実施する年度については、少なくなってしまうのですが。この水準で事業費をキープして老朽管の更新等を進めていきたいと考えております。これらの収支の差し引きである資本的収入額が資本的支出額に不足する額というのが、こちらの数値になります。

最後に、うち積立金残高という部分です。緑に塗られている部分です。先ほどの上段の不足する額を補てんするものが、積立金残高となってまいります。積立金残高につきましては、令和4年度で2,646万3,000円まで減少すると考えております。これはやはり、企業債償還がピークを迎えることが影響しております。その後、徐々に積み上げていくことで、令和13年度には1億6,346万6,000円までなんとか回復することができると考えております。

水道事業の経営戦略、投資・財政計画は以上になります。

○会長（金子 浩一） どうもありがとうございました。ただいま、事務局より資料のご説明がありましたが、各委員から何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

はい、高橋委員お願いします。

○委員（高橋 篤） すみません、確認です。先ほど、16ページでご説明いただいた更新管路の説明の数字が、いわゆる別紙1の投資財政計画の1枚目の修繕費、2枚目の建設改良費の中に入っているという考え方でよろしいでしょうか。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 熱） ご説明させていただきます。16ページから20ページについては、建設改良費という投資・財政計画の2枚目の資本的収支のほう、中段にございます建設改良費という部分でございます。この数字の内訳となっております。

○委員（高橋 篤） こっちですね。この上の修繕費は関係ないと。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 熱） はい、修繕費は関係ないものとなります。

○委員（高橋 篤） ありがとうございます。もう1点、教えてください。別紙1の1枚目の、当年度純利益のところの令和元年度、令和2年度の実績出てると思うんですけども、過去10年の決算数値ですとの位の水準にありますか。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 熱） 申し訳ありません。今手元に資料がなく過去のデータについては別紙2のほうの範囲になってしまいます。別紙2を見ていただきたいと思います。

別紙2の1枚目の平成29年度から令和2年度までの、当年度純利益（または純損失）と記載させていただいている部分でございます。一番、下段の部分になっております。各年度の真ん中

に決算数値Cとなっているところがあります。これが各年度の決算の当年度純利益になります。平成29年度であれば、3,505万円、平成30年度であれば2,745万1,000円、令和元年度であれば2,634万7,000円、令和2年度であれば2,835万3,000円となっています。

○委員（高橋 篤） わかりました。ありがとうございます。

○会長（金子 浩一） ありがとうございました。

○委員（佐々木 豊） 7ページの収益的収支の推移ということで、棒グラフの下の表ですけれども、この表の収入支出の数値にコンマの後2桁しか数字の標記がありません。グラフなどは全部千円単位で標記されていますので、この表も千円単位のほうが見やすいのかなと。こうすると過去の純利益もわかりますよね。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 熱） 申し訳ございません。こちらの掲載数字、そうですね。千円単位が隠れて見えなくなってしまって、我々のほうの掲載の誤りでございます。修正させていただきます。

○委員（佐々木 豊） せっかくなので、細かいけど、表の年度の文字の表記も合わせればいいのかなと。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 熱） わかりました。修正させていただきます。

○委員（佐々木 豊） ほかにも、教えていただきたいんですけども。国の方針で、管路等の施設台帳の整備ということを言われてます。具体的にはどのような事業になりますか。

○上下水道課上水道課長補佐（佐々木 聰） 管路台帳と施設台帳のご質問ということでよろしいですか。

○委員（佐々木 豊） ええ。

○上下水道課上水道課長補佐（佐々木 聰） まずは管路台帳につきましては、道路台帳の図面を基本としておりますが、そこに管路がどの位置にあるか、どのような管種、何年に埋設されたというものが記載されております。近年でございますと、何年度に工事をしたか、漏水事故が起きた場合に何年度に修理したというものまで、電子データで入れております。水道法が改正されまして、令和4年度までに作成する計画がありますのが施設台帳ということになります。例えば、こここの美里町浄水場になりますが、その美里町浄水場の中に例えば沈殿池という、薬品を入れて水をろ過する施設が何基入っているのかとかですね。この部分に、どのようなポンプが何基入ってますとか。あとはどのような施設能力があるといった、施設の内容を台帳として整備することになります。また、何年度に機械を更新しましたとか、そういうものを今後、整備することになっておりまして。それらを新たに、今度は施設台帳として整備をしていくというものでございます。紙ベースと、電子データの2種類が整備します。

○委員（佐々木 豊） なにかあった場合、管の区切れとか継ぎ目の位置なんかも全部書き込んでる。

○上下水道課上水道課長補佐（佐々木 聰） 入っております。

○委員（佐々木 豊） 管路については、ここ止めればこっちに影響しないでやるのにいいかとか。昔の人たちがいる頃はその辺は、たぶんことここを止めればいいんだと分かってたでしょうけれども。そのへんは技術の後継というか、知識の承継というか、しっかりとやっていきたいなと思います。ありがとうございます。

○会長（金子 浩一） よろしいですか。

○委員（佐々木 豊） はい。

○会長（金子 浩一） ありがとうございました。

では、ほかにご意見、ご質問などありませんでしょうか。よろしいですか。それでは、（1）については終わりにさせていただきます。どうもありがとうございます。

では（2）第2次美里町下水道事業経営戦略資料について、事務局より説明があります。よろしくお願ひいたします。

○上下水道課長（櫻井純一郎） それでは、下水道事業については私から説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

それでは、第2次美里町下水道事業経営戦略（案）と、それに伴います投資・財政計画の合算もの、あとは公共下水道のものと農業集落排水のものが合計で6枚あるかと思いますので、ご確認願います。また第2次美里町下水道事業経営戦略に関するロードマップを、こちらを事前にお手元に配布しているかと思います。ご確認願います。始めに経営戦略（案）の冊子から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

3ページをお開き願います。読んで説明してまいります。1. 1策定の主旨からです。本町の下水道事業は平成元年度から事業を開始しておりまして、トイレの水洗化をはじめ、駅東の雨水排水対策に取り組んでおります。公共下水道の未整備区域の早期整備や、南郷地域の雨水排水対策を進める必要がありまして、更なる投資が必要となっております。第2次美里町総合計画等で人口の減少が見込まれることになっておりますので、今後、料金収入の減少が避けられない状況になっております。このように下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しておりますので、将来に渡ってサービスの提供を安定的に継続できるよう中長期的な計画の基本計画である経営戦略の策定をするものでございます。この経営戦略につきましては、国の総務省から要請されたものということで、記載はしておりませんけれども、そういった外的要因で作られているものとご認識していただきたいと思います。

続きまして1. 2経営戦略の位置付けということで、本町の上位計画としまして、美里町総合計画・総合戦略がありますが。こちらの総合計画と整合性を図りながら、下水道の上位計画であります下水道基本構想がありまして、この下水道基本構想の経営基盤の強化を取り組むために、今回、下水道事業経営戦略を作りまして事業展開をしていくという内容になっております。平成28年度に平成29年度から10年間の美里町下水道事業経営戦略を策定しておりますが、今回中間の見直しということで、今回の事業見直しを進めているところです。

次のページをお願いいたします。1. 3計画期間につきましては、令和4年度から令和13年度までの10年間となっております。2. 下水道事業の概要についてです。地方公営企業、右の図で確認してほしいんですけども。地方公営企業法で適用されているものが、上から公共下水道事業、農業集落排水事業の2つとなっておりまして。この2つの事業について、経営戦略を策定してまいりたいと思ってます。

続きまして5ページです。2. 1公共下水道事業の現況についてということで、2. 1. 1公共下水道施設についてです。平成元年度から建設事業を開始しておりまして、平成6年度から供用開始をしておりまして、令和10年度までにおおむね建設完了を予定しておるところでございます。汚水処理につきましては、宮城県が運営する鳴瀬川流域下水道鹿島台浄化センターで処理しております。更に雨水処理につきましては、彫堂排水区ほかで、雨水を排除しております。続きまして2. 1. 2公共下水道使用料についてです。料金表を見ていただきますが、税込みと

なっておりまして基本使用料につきましては、10トンまで1,540円です。0トンでも1,540円、5トンでも1,540円、10トンでも1,540円ということで、そういった意味合い、ご認識をしていただきたい。従いまして、水道料金とはまた違った体系になっているということをご認識いただきたいと思います。続きまして従量料金、従量使用料ですね。11トン以上の使用料の場合だと、1トン当たり料金が増してまいりまして累進制となっております。この4つの水量区画に応じて、単価が決められております。なお、国から先ほど申した基本水量について、指摘が出ておりまして、令和2年7月に下水道事業における収支構造適正化に向けた取り組みの推進についてということで通知がございました。先ほど言っている基本使用料10トンまで1,540円の設定に当たって、基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では使用水量の単価に係わらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確となっている事業体が多いことや、基本使用水量内の使用者間の負担の公平性に問題があることから解消させていくという通知が出ておりますので。今後、こちらの基本使用水量の在り方については検討が必要となっております。平成22年度に料金改定を行っておりますと、維持管理の全部と減価償却費、支払利息いわゆる資本費の10パーセントまでを回収できるような料金水準としております。

次のページを見てください、6ページです。6ページのグラフがありますが、オレンジ色が維持管理費となっておりまして、青色が使用水量となっております。これを見てみると分かる通り、使用水量の範囲内に維持管理費が収まっているということで、先ほど申しましたとおり平成22年度に料金改定をしておりまして、維持管理費は使用量料金で賄っていることがグラフでもわかります。

続きまして2.2農業集落排水事業の現況についてということで、農業集落排水事業につきましては平成3年度から建設事業を実施しておりますと、平成7年度から供用開始しております。建設事業については、ほぼ終了しています。令和2年度末まで、約159億円の建設改良費を投資しております。供用開始から20年を経過しておりますので、現在7つの処理場がございますが、機械及び装置の更新を順次行っているところでございます。7ページです。使用料につきましては、公共下水道と体系が同じようになっております。料金も同じでございます。なお、お示ししておりますが、農業集落排水処理施設の維持管理費が高いため、維持管理費を使用料で回収できていません。グラフを見てもわかる通り維持管理費がオレンジ色ですが、使用料水量を上回っているということで、基本的には維持管理費は使用料水量で、受益者負担で賄うというのが原則であります。一般会計からの繰出などをいただいて、事業を維持しているという状況になっております。

2.3組織につきましては、課長が水道と兼務しておりますと、課長を含めて7人で業務を行っております。

続きまして、次のページです。2.4民間活力の活用などについて、ということで現在のところは、いま言われているような宮城県が進めているコンセンサス方式やら、指定管理者制度などの導入は行っておらず、維持管理費について一般的な業務委託を行って、複数年契約あるいは事業を合体させて、そういった委託契約を行っている状況です。資産活用の状況につきましては、資源の再利用化という形でごみを焼却処分する際の助燃材として濃縮汚泥を利用しているというところでございます。

2.5経営指標分析についてですが、こちらは国から現状や課題などを把握して、議会や住民へわかりやすく説明するために経営指標分析表の作成、公表を要請されております。経営指標の

傾向や事業規模が等しい類似団体との比較を行いながら、各指標を評価、分析を行います。本町と同規模の事業体につきましては、公共下水道につきましては、ひとつの要件として処理区域人口が3万人未満、あるいは1ヘクタールあたりの人口密度が25人以上50人未満、供用開始後年数が15年以上で30年未満という要件で類似団体を集約しますと栗原市、亘理町、松島町が美里町と同様の類似団体となっております。農業集落排水事業につきましては、供用開始後年数が15年以上30年未満で類型を区分されております。

9ページです。2. 5. 1 公共下水道事業の経営指標分析について、説明してまいります。水洗化率につきましては、下水道を整備した区域の人口のうち水洗便所設置済人口の割合であります。こちらは現在、北浦西部の面的整備の途中でございますので、水洗化率が低い状況になっております。なお、お示ししませんが、令和2年度の水洗化率は77.9パーセントでございます。書いてないので申し訳ありませんが、控えておいて欲しいんですけども、令和2年度は77.9パーセントです。続きまして、施設利用率につきまして、こちらは宮城県の運営する処理センターで処理しておりますので、終末処理場は持っておりませんので該当はございません。

続きまして10ページ、11ページをお開き願います。左からです。経費回収率についてですが、こちらは下水道使用料で回収すべき経費をどの程度、賄えているかを表す指標となっております。こちらも令和2年度の記載はありませんが、令和2年度の指標が96.9パーセントです。お手数すけれども、控えていただきますようお願いいたします。続きまして、汚水処理原価です。汚水処理原価につきましては、料金の対象となる水量、いわゆる有収水量といいますが、こちら有収水量の1立方メートル当たりの汚水処理に要した費用でございます。令和2年度は約203円ですが、202円93銭となっております。

続きまして11ページです。財政状況の健全性に関する指標です。経常収支比率につきまして、下水道使用料収入や一般会計からの繰入などの経常的な収入で、経常的な収入をどの程度、賄えているかを表す指標となっておりまして。こちらは令和2年度が101.7パーセントとなっております。約102パーセントです。続きまして累積欠損金比率につきましては、こちらは当該指標は0パーセントが求められているもので発生はしておりません。

続きまして、次のページです。12ページ、13ページをお願いいたします。流動比率につきましては、100パーセントを下回っておりますので、短期的な債務への支払い能力を表す指標では、かなり厳しい状況となっております。一般的には200パーセントが余裕を持った数字となっておりますが。現在のところ令和元年度は65パーセントということで、ほかの類似団体と同じ、上回っている部分もあるんですけども。やはり、かなり厳しくて、一時借り入れなどをして短期の支払いを行っているというところで、指標的にも厳しい状況になっております。続きまして、企業債残高対事業規模比率ですが。こちらは料金収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表すものでございます。普及率が低いものですから、建設改良費が必要なことを表しているものでございますが。このように類似団体に比べると、かなり高い割合になっているということで、企業債抑制が求められているところでございます。

経営指標の総括としましては、今後とも整備区域が広げていきますので、下水道区域の拡張工事を進めてまいりますので。その財源となる企業債の残高が今後、増加が見込まれますので、そういういた経費の削減やら、あるいは使用料の水準の適正化を図っていって、経営の安定化に努める必要があります。

続きまして、農業集落排水に関する経営指標です。13ページになります。水洗化率につきま

しては、令和2年度で80.1パーセントとなっております。類似団体に比べますと低くなっていますが、水洗化率につきましては使用料収入に直結するものでありますので、普及の促進を取り組む必要があります。未接続の理由としましては合併浄化槽の設置済みのところや、あるいは宅内の工事費用の負担などが想定されます。これにつきましては、公共下水道も同じ理由になっていると思います。続きまして、施設利用率です。施設利用率につきましては、施設・設備に1日に対応可能な処理能力に対する1日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標でございます。類似団体を下回っておりますが、施設が過大である可能性が高いといえます。設備等の更新時期に合わせて、施設の統廃合や規模縮小が、今後の課題となっております。

続きまして14ページ、15ページをお開き願います。左から、経費回収率につきましてです。令和2年度につきましては、ほぼ60パーセンで、最近はこの辺で推移しております。使用料で賄い切れていない現状が、浮き彫りになっている状況といえます。今後も人口減少が見込まれますので、使用料の適正化が求められます。続きまして汚水処理原価です。こちらにつきましては、いま現在7つの処理場が稼働しておりますが、既に20年以上経過しておりますので処理場の修繕費などの維持管理費が増加している状況でございます。

続きまして15ページです。経常収支比率でございます。お示ししているとおり、一般会計からの繰入により収支の均衡を保っている状況でございまして、令和2年度の実績でも約7,300万ほど一般会計からの繰入を受けて収支均衡を図っている状況で、今後とも一般会計からの繰入に依存する状況になってございます。累積欠損金比率については、ございません。

続きまして16ページ、17ページをお願いいたします。流動比率につきましては、こちらも100パーセントを下回っておりますが、期中の収入により債務の支払いができない状況でございまして、短期借り入れを必要としている状況です。続きまして、企業債残高対事業規模比率でございまして、機械設備等の更新時期でございまして、企業債残高が短期的に大きく減少することは見込まれない状況になっております。投資の在り方などを検討するなど、企業債以外の財源確保も必要になってきてるのかなと考えております。

続きまして、農業集落排水事業の経営指標総括ということで。経費回収率が5割台を推移しておりますが、本来使用料で回収すべき経費を、使用料で賄えていない状況が続いております。一般会計からの多額の繰入を行うことで、収支の均衡を図っている状況でございますので、今後とも一般会計に依存せざるを得ない状況になっております。

続きまして17ページ、3. 経営の基本方針でございます。3.1くらしやすさを実感できるまちづくり（生活環境の保全）、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略によりということで、下水道施設の未整備区域については、平成27年度に見直しをした下水道基本構想に基づき、早期完成に向けた整備を進めてまいりますと位置付けしております。第2次美里町総合計画・総合戦略に掲げた、各分野における取組の基本的方向である、くらしやすさを実感できるまちづくりを経営の基本方針として進めてまいります。経営の基本方針に基づく取組ということで、以下5つほど挙げております。はじめに3.2.1公共下水道の整備促進ということで、公共下水道事業につきましては、平成27年度に作成した下水道基本構想に基づきまして、拡張工事を進めているところでございます。基本構想では平成28年度から令和7年度までの10年間で、下水道の整備をおおむね完成させる計画としております。これは国におきまして、令和8年度までに汚水処理人口普及率を95パーセント以上とする、早期整備概成に取り組むこととされておりま

して。本町でも公共下水道事業の普及率を、令和7年度までに概成化する計画としておりましたが、計画当初から国の補助金が計画通り交付されていない状況や、あるいは入札不調等のために工事事業者が確保できなかつたため工事の繰越が発生したこともありまして、整備完了が計画通りに達成できない見込みとなりました。このため、公共下水道区域内の事業完了の年度を令和7年度から令和10年度までに延長することとしまして、令和10年度までに遅延のないように推進してまいりたいと考えております。

続きまして、3. 2. 2 下水道施設の老朽化対策ということで、ポンプ場等の施設につきましては管路や建物と比べて、耐用年数が10年から20年と短いものが多く、マンホールポンプにつきましては故障が発生している状況となっております。町では老朽化が進む下水道施設の更新需要の全体像を把握し、効率的な管理を図るため、令和2年度にストックマネジメント実施方針を策定しております。今後、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用しながら、リスク評価によって優先順位を行つたうえで施設の点検・調査及び計画的な平準化を図りながら、施設の修繕・改築を行つて老朽化対策に努めてまいります。

3. 2. 3 災害復旧体制の強化です。下水道BCP（業務継続計画）を基にして、震災発生時に早期に対処できるよう、地震や風水害などの被災を想定した復旧訓練を実施してまいります。こちらにつきましては、例えば処理場で停電が発生した場合には、発電車などによって電源を復旧するような訓練をしていきたいと考えております。また、災害における協定に基づく、下水道事業者との連携強化を図つてまいります。

続きまして、3. 2. 4 下水道財政の健全化ということで、公共下水道事業につきましては未整備地区への施設拡張を推進し、また農業集落排水事業では老朽化による施設の長寿命化など多大な費用負担により、下水道財政は債務超過の状況にあり、極めて厳しい財務状況となっております。今後、10年間の財政シミュレーションの見通しは、現金不足による資金ショートが見込まれ、速やかに下水道使用料の見直しを行い、健全な財政運営に努めていく必要がございます。また下水道に接続していない世帯に対して個別通知を行うなど、水洗化の促進を行い未接続の解消を図つていただきたいと考えております。町では水洗化を普及させるために、下水道接続奨励金制度や水洗便所等改造資金融資あっせん制度を行つており、下水道に対する理解と接続の協力を働きかけ、下水道使用料の增收に努めてまいりたいと考えております。また債権回収などの債権管理の適正化にも努めて参ります。

最後に3. 2. 5 広域化・共同化・最適化の検討ということで。現在、宮城県では下水道事業の広域化・共同化を進めておりまして、県内の全市町村が参加する検討会が設立されております。県内7つのブロック単位で検討が行われております。本町は県北ブロックに参加しております。下水道汚泥等の集約処理などメニューの提案・抽出による検討が行われているところでございます。今後、持続可能な下水道事業の運営を図るため、関係市町村を連携して対応してまいります。農業集落排水事業におきましては、今後、平針処理区の改築更新の時期が到来しますので、中坪処理区に平針処理区を統合することなどについても検討してまいります。

続きまして19ページ、4. 投資・財政計画となります。投資・財政計画につきましては別途、改めて説明させていただきます。4. 2. 1 投資及び財源についての説明ということで、美里町下水道基本構想等に基づく主な事業は、次のとおりとなっております。これらのうち投資・財政計画には令和4年度から令和13年度までの10年間の事業費を計上しております。企業債につきましては、その元利償還金の一部が普通交付税で措置されているものもございます。以下は、

事業費は税込となっております。①公共下水道事業につきまして、いまお渡ししたものは小牛田地域でございまして、公共下水道事業の現在の進捗状況となっております。ピンクで塗りつぶされたところがございますが、現在ピンクで塗りつぶされたところが、公共下水道が接続あるいは工事が進んでいるところでございます。ちょっと見づらいですけれども、北浦の中組があるんですが。いま現在、北浦二又から古川境の関根西原のほうに今後進めていくことになっておりまして。いま斜線になっているところが、これから進めていくところでございます。一番下のほうに行きまして、青生の、私たちの浄水場がございます。いま現在、青生新鳴瀬地区の下水道も進めておりまして、ピンクに塗りつぶされたところが現在進めているところで、斜線がこれからというところです。先ほど、浄水場の公共下水道への接続の話もありましたが、今後そういったところも伸びてくるということで。いま現在、ピンクのところが工事が進められておりまして斜線の部分がこれから進めていくところでございます。従いまして、①都市計画区域内の未整備区域の整備につきましては、この斜線の部分がこれから工事予定ということで、令和10年度までには完成させていきたいということで進めていきたいと思っております。令和7年度までに終了させたいという当初の目標でしたが、中々いろいろな諸条件がありまして、令和10年度までに延長をせざるを得ない状況になっておりまして。こちらの事業費は約37億につきましては、これから北浦二又から古川境まで進めていくものが、主なものとなっております。次の小さい2番目、市計画区域外の未整備区域の整備及びコミュニティ・プラント区域を公共下水道へ統合ということで。この未整備区域の整備というのは、青生松ヶ崎区域。下の図面でいきますと、新鳴瀬の上流側ということで。こちらの青生松ヶ崎区域と、コミュニティ・プラントというのが、宅地造成したところに処理場を設けているところが、3か所ございます。峯山地区、山前地区、大口地区に、この小さい処理場がございまして、このコミュニティ・プラントを将来、公共下水道に接続する計画がございます。10年概成が上記の、北浦の古川境までの公共下水道の接続が終わったあとに、2番目の松ヶ崎あるいはコミュニティ・プラントの接続をしていくという計画でございます。こちらにつきましては、令和11年度から令和15年度までの計画としております。事業費につきましては、9億4,000万近くかかるといふことで、財源につきましては国補助金や受益者負担金、起債などを充ててまいります。

②農業集落排水事業につきましては、農業処理排水施設の機能強化ということで。既に20年以上、処理施設ができてから経っておりますので、現在、南郷第2処理区、第3処理区そして中坪処理区で機械設備・電気設備等の更新を行っております。今後、平針地区や南郷第1処理区、荻坪処理区、南郷第4処理区の更新工事が予定されておりまして、令和4年度から令和14年度までで、約27億2,000万の事業費となっております。県の補助金あるいは受益者分担金、企業債を財源として進めてまいります。

続きまして、20ページでございます。南郷地域の雨水排水対策、南郷地域の浸水対策ということで令和4年度から令和6年度までに、約2億4,000万の事業費で進めてまいります。内水防止のための雨水排水路の整備を行っていくという内容で、県の補助金あるいは企業債を充てて財源として進めてまいります。最後に農業集落排水計画区域内の未整備区域の整備で、こちらは下小牛田地区の農業集落排水計画となっております。こちらにつきましては事業費が約6億6,000万、県の補助金、受益者分担金、企業債を充てていくというような内容になっております。

4. 2. 2 投資以外の経費の説明ということで、主なものとしましては公共下水道事業におき

まして、令和6年度に美里町下水道事業基本構想の見直しを考えております。これを受けまして、令和7年度に流域関連公共下水道事業全体計画の変更と、あと令和2年度に策定したストックマネジメント実施方針を、令和12年度に見直しを行ってまいりまして、同年に流域関連公共下水道事業計画の変更の事業費を計上しております。更に農業集落排水事業におきましては、令和4年度から令和10年度にかけて、いま3つの処理区をやってますが、残り4つの処理区の改築更新を進めるための調査・設計の事業費を計上しております。

続きまして、4.3投資・財政計画に未反映の取組や今後の予定ということで。令和3年4月1日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本町南郷地域が過疎地域の指定となりました。これによりまして、今後、南郷地域における農業集落排水施設工事の更新工事財源として、過疎対策事業債を起こして充当していくこととなります。現時点ではその額を見込むことが困難であり、本計画には反映しておりません。

最後に、5.経営戦略の事後検証・更新等についてです。経営戦略については計画でございますので、総合計画や総合戦略と整合性を図りながら計画を確実に実行し、毎年度、進捗管理を行うとともに令和8年度に見直しを行いながら、P D A Cサイクルを確実に実施してまいりたいと思っております。最後に今後の経営戦略に関するロードマップを表1に掲げましたとありますが、こちらにつきましては、国から経費回収率の向上に向けたロードマップに基づいて、収支構造の適正化に取り組むよう求められていることから、これを経営戦略に記載することとされましてロードマップとして表示に掲げております。下のほうにお示ししますが、公営企業会計を適用した地方公共団体において、今後、汚水処理に関する事業が国の社会資本整備総合交付金の重点配分対象とならないケースとしまして、ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。あるいは、令和7年度以降で、供用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が150円未満であり、かつ経費回収率が80パーセント未満かつ15年以上、使用料改定を行っていない場合ということで、国から通知がありました。令和2年度現在で使用料単価が194円であって、経費回収率が96.9パーセントで現状を今後、維持していくべき要件をクリアして、令和7年度以降も国の交付金の対象になるものとは考えておりますが。なお今後も、下水道事業の収支適正化に向けた取組は進めなければならないと認識しております。表に戻りまして、10年概成が令和7年度から令和10年度までに変更しております。その後に松ヶ崎地区とかコミプラの接続をしてまいります。基本計画の事業構想の見直しということで、令和7年度に基本構想の見直し、令和7年度に事業計画の見直しが考えられております。ストックマネジメントの実施方針の見直しが、令和12年度に予定しております。点検調査・計画作成の見直しが、5年が単位で行われていくような形になると思っております。今後、使用料改定の検討・改定ということで、令和4年度に検討を進めてまいりますが、一応令和5年度に改定しておりますけれども、検討期間が長くなっていることもあり得ますので、これはあくまでも予定ということで。今後、令和4年度で使用料の改定について、検討してまいりたいと考えております。経営戦略の見直しにつきましては、令和8年度に見直しを行っております。下水道接続の向上ということで、こちらの数値につきましては、備考欄にお示しをしておりますが、汚水衛生処理率目標値で、こちらが美里町総合計画等に掲げている数値でございまして。令和4年度に76.2パーセントから、令和7年度までに80.7パーセントまで向上していきたいという目標にしております。

続きまして、投資・財政計画に入らせていただきます。別紙、投資・財政計画につきましては

合算・収益的収支と、次のページが合算・資本的収支のもの。3ページが公共下水道・収益的収支のものと、4ページ目が公共下水道・資本的収支のもの。5ページ目が農業集落排水・収益的収支と6ページ目が農業集落排水・資本的収支の投資・財政計画となっておりますので、説明してまいります。最初の合算のほうは、公共下水道と農業集落排水を合わせたものになりますので、後ほど、最後に説明させていただきます。3ページの公共下水道から説明してまいります。

よろしいでしょうか。最初に1. 営業収益がありまして、(1) 料金収入につきましては、こちらが公共下水道の使用料になっております。今後、整備計画、処理区域が拡大してまいりますので、増加する傾向で見込んでおります。(3) その他がございますが、こちらは一般会計からの雨水負担金。雨水の部分は公費負担ということで、雨水の負担金が主なものとなっております。2. 営業外収益 (1) 補助金につきまして、他会計補助金がございます。こちらは水道と違いまして他会計補助金に頼らざるを得ない状況になっておりまして、基準内の繰出金であればよろしいんですけども、農業集落排水については基準外の繰出も受けておりますので、説明してまいります。国の繰出基準に戻づいて、一般会計からの繰入をしているものが他会計補助金と、ご認識をしていて欲しいんですが。その下の、他の補助金というものが、国の補助金で調査関係のものの財源となるものとなっております。(2) 長期前受金戻入につきましては、固定資産の取得のために交付された補助金を減価償却の見合い分を収益化したもので、既に貰っているものを収益化するということで現金が伴わないということをご認識してください。これは、現金が入ってくるものではないのですよということです。以前に国の補助金で貰ったものを順次収益化していくという、こちらは支出の場合の減価償却と同じような考え方で、収入の場合の現金が入ってこない例ということで、ご認識してください。

続きまして、2. 営業費用ですが、委託料が令和8年度から上がってます。これは水道のほうで先ほど説明がありました、民間委託の部分で事業費が大きい見積りになってしまったという話がありまして。こちらは水道への徴収料業務委託料が大きくなつたことで反映して、令和7年度から令和8年度に委託料が600万ほど大きくなっています。調査費につきましては、先ほどからお話ししますが令和6年度に、県の上位計画で下水道構想の見直しがあって、美里町でもそれに合わせて基本構想を見直していくということで。令和6年度、令和7年度に調査費関係で事業費が上がっております。減価償却費につきましては整備区域が今後も拡張していく関係があるので、減価償却は増加傾向になっております。最後に経常損益が0、空白になります。収支均衡で、0で組んでいるんですが。これは先ほど言った他会計から、一般会計からの繰入金があります。分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担というのがあります。こちらが繰出基準で認められておりまして、収支均衡にしているという状況になっております。それで、一番大切なのが現金です。現金の預金残高を見ていただきますが、現金が令和5年度で未収金よりも現金残高のマイナスが大きくなっています。この令和5年度で、現金ショートすると見込みにしておりまして、これは絶対避けなければならない状況になっております。令和3年度から令和4年度についても現金がマイナスになってますが、未収金がまだ上回っておりますので、一時借入をしながらの対応策で見込みがあるんですけども。令和5年度には、かなり厳しい状況に陥るかなと考えております。

続きまして、4ページ目の公共下水道・資本的収支の関係です。1. 企業債につきましては、建設改良の財源となる部分でございます。そのうち資本費平準化債がございますが、企業債の元金の償還期間と実際の下水道処理施設の減価償却の期間が違います。下水道の減価償却が大体

50年に対して、企業債の償還が約40年ということで。このギャップ部分について資本費平準化債が、差額について発行が認められている企業債でございます。考え方によれば将来にツケを回すのか、あるいは将来の人にも負担していただくという、2つの考え方ございますので。平準化債につきましては、減価償却期間と償還期間の違いの部分を埋めるための企業債という内容です。続きまして、3. 他会計補助金は先ほど言った一般会計からの繰入金で、6. 国（都道府県）補助金については国からの補助金、8. 工事負担金につきましては受益者負担金となっております。あと1. 建設改良費につきましては下水道構想、あるいはストックマネジメントに基づいて、汚水施設整備を進めていくということに基づいて、事業費を盛り込んでおります。建設改良費につきましては、これまでの実績を鑑みまして約1年単位で4億3,000万程度を見込んでおります。ストックマネジメント計画による更新費用を1年間で約4,200万。こういった形で盛り込みながら、建設改良費を計上しているということでございます。2. 企業債償還金につきましては、約3億5,000万から3億6,000万で推移してまして、こちらの支払いの借入条件は元金均等返済にしておりますので、支払がそんなに増えていない、毎年の償還が平準的になっています。続きまして、黄色でマーキングしている収入（A）から支出（D）を引いた、資本的収入額が資本的支出額に不足する額（E）の部分で、この（E）を損益勘定留保資金で補てんしていきます。この損益勘定留保資金は減価償却費で、内部留保資金で充てていくわけですけども。下から3番目に補填財源不足額がありまして、令和6年度に1,667万8,000円の補填財源不足が生じてまいります。この補填財源が枯渇することは、いま言っている資本的収支の不足額を補う財源がないということで。その事業は破綻ということを意味しておりますので、これも絶対に避けなければならないことになってます。企業債残高につきましては、処理区域を広げていきますので最後の（H）の欄です。令和10年度までは増えていく状況になっております。一番下の欄が他会計繰入金で、収益的収支や資本的収支の一般会計からの繰入金の状況です。これは国の繰出基準に基づいて受け入れしているもので、この中で基準内繰入につきましては国の基準に基づいているものと。そして、基準外につきましては、本来は公費で賄うものではなく使用料の収入で賄うのですが。公共下水道では、基準外の繰入金はいまのところ見込ではありません。公共下水道につきましては以上です。

続きまして5ページ目、農業集落排水・収益についてです。上から説明してまいりますが、(1) 料金収入では、これから人口減少で料金減少が見込まれておりますので、令和6年度から料金収入が減少する方向で見込んでおります。続きまして補助金で、先ほどから言っているところの他会計補助金で。こちらは次のページ、資本的収支の一番下に他会計繰入金とあると思います。こちらで先ほど言いましたが、基準外繰入金がございまして、これで農業集落排水事業については赤字補てんをしているところです。令和2年度につきましては、基準外繰入金が7,346万1,000円繰入して、帳尻合わせをしている状況になっております。今後も、この基準外繰入金が6,000万から、多いときには8,000万円込んでおりまして、収入の12から15パーセントという位置付になっております。いま現在、農業集落排水では使用料で維持管理費が賄えていない状況になっているということです。また5ページに戻ります。(2) 経費につきましては、処理施設が7つほどありますので動力費等が大きく、今後、処理施設が更新していくべき省エネ化が図られて後半は少なくなると見込んでおります。修繕費につきましては平準化しまして、令和5年度からは1,350万ほどで推移し、令和8年度からは2,150万で推移して平準化しながら、優先順位を決めて修理していくことにしております。調査費につきましては、今後、

機能強化で更新整備を進めていく、処理場の調査費になってまいります。経常損益につきましては、こちらも0で収支均衡をとっています。先ほどいった一般会計からの基準外繰入で収支均衡を図っているというところで、経常損益は0にしております。問題の現金につきましては、こちらも令和5年度でかなり厳しい状況になっております。未収金でもカバーできない状況になって、令和5年度には資金ショートを避けなければならない状況になっていることと。あと令和4年度にも未収金があるんですが、現金が不足になるという見込みになっております。

続きまして6ページ、資本的収支のほうです。建設改良費につきましては、いま現在、機能強化事業の部分を進めておりまして。南郷第2処理区、南郷第3処理区、そして中坪処理区と。いま進めておりますが、国に上げている実施計画事業費をベースに、建設改良費を計上しているところでございます。企業債償還金につきましては、令和4年度にピークを迎えることで支払いが大変厳しくなります。一番下から3番目の補填財源不足額を見ますと、令和4年度でピークを迎えるものですから、補填財源が枯渇するというような状況になっておりまして、この部分を避けなければならぬ状況になっております。最後に一番下が、先ほどから説明しているとおりで、他会計繰入金の状況です。農業集落排水事業は基準外繰入金がお示しのとおりで、一般会計からの繰入をしなければ事業が成り立っていないという状況になっております。

最後に戻りまして1ページ、2ページが2つの事業を合わせたものになっております。総括ですが、いま事業のほうは下水道基本構想とストックマネジメントの計画に基づいて、汚水施設の整備を進めていく計画を組みましたが、このとおり収支ギャップが出ております。この収支バランスをとる必要がありますので、これから町でも経営の健全化策、あるいは財源確保策などあらゆる施策を今後、検討していかなければならぬという状況になっております。管理者にもこの10年間のシミュレーションについて説明を、委員の皆さん方に資料を出す前に10年間のシミュレーションがこのような状況になっていると。危機的な状況だという話を、事前に説明しておるところでございます。来年度以降、下水道につきましては、いま言ったような経営健全策にかかるといふ町の考え方を持っておりますので、今後、下水道については経営健全策、財政の健全化が必要になっているという状況をご認識していただければなと思っております。雑な説明でございましたが、下水道事業からは以上でございます。

- 会長（金子 浩一） ただいま、事務局から事業についてご説明がありましたが、各委員からご意見、ご質問はございませんでしょうか。
- 委員（佐々木 豊） 収益的収支のほうで流域下水道に入るというのは、これは県でやっている処理場ですか。
- 上下水道課長（櫻井純一郎） 委員のおっしゃるとおりで、こちらのほうは先ほど説明しておりますが、宮城県の下水処理センターで処理している負担金のことです。
- 委員（佐々木 豊） 単価は毎年というか、例えば3年契約とか。
- 上下水道課長（櫻井純一郎） そうですね。5年契約です。
- 会長（金子 浩一） 単価は見直しですか。
- 上下水道課長（櫻井純一郎） 5年ごとに見直しします。5年ごとに協定を結んで、やっているということです。なお、先ほど水道のほうでもありました、いまみやぎ型が進んでいるものですから、そういう部分が今後、考慮されてくるのかなと思っております。
- 委員（佐々木 豊） 県の方からは、まだ一切説明がないのか。水道も含めて、みやぎ型関連のものは。

- 上下水道課長（櫻井純一郎） みやぎ型の進捗状況の説明はあるんですけども、まだ具体的にお金のほうまでの説明はない状況です。特に今回、下水道の負担金につきましては今後、見直しという想定があるので、現在の単価を引き続き2年ぐらい延ばしてくださいという形で。現在の単価が本当は満了する年だったんですけども、2年ぐらい現状の単価を延ばしてほしいということで協定を進めていると。
- 委員（佐々木 豊） 処理料はどのくらい、いくらですか。処理料は、1m³いくらという形で処理料とかの仕組みはね。
- 上下水道課長（櫻井純一郎） 負担金ですか。
- 委員（佐々木 豊） 負担金というか。
- 上下水道課長（櫻井純一郎） ちょっと、失礼します。
- 委員（佐々木 豊） 水道のほうも、たぶん契約水量で1m³いくらとあると思うんだけど。
- 上下水道課上水道総務係長（高橋 眞） 水道につきましては、約125円です。
- 委員（佐々木 豊） 契約水量はどのくらいです。
- 上下水道課上水道総務係長（高橋 真） すみません、お待たせしました。令和3年度の契約水量が年間で146万m³でございます。1日になりますと、4,000m³となります。
- 委員（佐々木 豊） 責任水量は、これの80%ですか。
- 上下水道課上水道総務係長（高橋 真） 令和3年度については1日5,000m³という設定水量がありまして、これに80%を乗じますと4,000m³となります。さらにこれに365日を乗じますと先ほどの146万m³になります。
- 上下水道課長（櫻井純一郎） すみません、お待たせしました。1トンあたり81.1円です。
- 委員（佐々木 豊） ありがとうございます。
- 副会長（菊池 文夫） よろしいですか。
- 会長（金子 浩一） はい、どうぞ。
- 副会長（菊池 文夫） 上水道にもあるんですけど、下水道のほうも金額が大きいので。長期前受金戻入で3億5,000万円ですけど。これは例えば、現在の残高とかっていうのはあるんでしょうか。
- 上下水道課上水道総務係長（高橋 真） 上水道からご説明させていただきます。こちらの数字につきましては、毎年度の貸借対照表にも出てくる数字になります。皆さまにお配りした資料では、出てこないものになってしまいますが。例えば、令和3年度での見込みの数字になりますが、約16億2,573万9,000円となっております。
- 副会長（菊池 文夫） これは水道の。
- 上下水道課上水道総務係長（高橋 真） はい、上水道です。これが、建設改良事業を実施する際に国庫補助金等を収入した場合、長期前受金として計上していくものになります。それを収益化するのが、長期前受金戻入となります。それは先ほど課長からもお話しがありました耐用年数に応じて戻入処理をしていくものになっております。
- 上下水道課長（櫻井純一郎） 下水道につきましては、令和2年度の決算で90億154万7,902円です。約90億円ですね。
- 副会長（菊池 文夫） では、それが現金で残っているという形にはならないのですか。
- 上下水道課上水道総務係長（高橋 真） こちらは公営企業会計、独特の考え方になるのかなと思います。各種資産を取得するときに国庫補助金等を収入する場合がありますが、その補助金等

を貸借対照表上に載せておいて、耐用年数に応じて収益化していくようなものになっております。減価償却費は耐用年数に応じて費用化していくものであるのに対し、収入においても同様の処理を行うものになります。毎年度の損益計算上収入として出てきますが、過去に既に入金され資産に充当しているものになりますので、収益化の年度では現金が伴わない収入になっております。

○副会長（菊池 文夫） 既に固定資産の取得に使われているものですね。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 勲） はい。もう既に固定資産に充当されているものです。

○会長（金子 浩一） ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、（3）その他に行きます。改めて、（3）その他ですけれども、各委員から事務局に対して確認事項等ございましたら。あるいは、事務局から各委員へご連絡等ございましたら。

よろしいですか、なければ次第2に進みます。

2番、今後のスケジュールについて、まず事務局よりご説明があるかと思います。よろしくお願ひいたします。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 勲） それでは、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。第2回目が11月までずれ込むなど、大変ご迷惑をお掛けし申し訳ございませんでした。委員皆さまと調整をさせていただきまして、改めて日付の設定をさせていただいております。本日、お示ししておりますスケジュールの中段を見ていただきたいと思います。第2回目11月8日2時、今回になります。次が第3回目になります。11月15日、来週の月曜になります。午後3時から開催という形にさせていただきたいと思います。内容は、本日、事務局から説明させていただいた、水道事業の経営戦略をご審議いただければと思っております。次回、追加で疑問点等があればご質問いただければと思います。併せて審議になりますので、ご意見等いただく場面も出てくるかとも思いますので、まずは11月15日、午後3時から水道事業についてのご審議をお願いできればと思っております。

次に第4回12月6日、2時からとなっております。こちらは、次が下水道事業に対する経営戦略のご審議をお願いしたいと考えております。同じく、質問事項等いただければと考えております。第5回目12月20日、2時から答申のまとめを行いたいと思っております。最後に第6回12月24日、2時から答申という形を取らせていただきたく。町長に答申を提出することになります。

スケジュール調整をいただきまして、大変ありがとうございます。予定としましては、こういった形で審議会を進めさせていただければと思っております。以上です。

○会長（金子 浩一） ありがとうございました。いま事務局より、このスケジュールについて、各委員の皆さまからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。では、本日の審議は以上となります。

では、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願ひします。

○上下水道課上水道課長補佐（佐々木 聰） それでは金子会長さま、皆さま、長時間にわたるご審議、本当にありがとうございました。それでは次第の3番、閉会のあいさつに移らせていただきます。

閉会のあいさつにつきましては、菊池副会長さま、よろしくお願ひいたします。

○副会長（菊池 文夫） 本日は、大変お疲れさまでした。事務局の皆さまもお疲れさまでした、

ありがとうございました。次回から本格的審議ということなので、いろいろ役に立てる意見を出せるように頑張っていきたいと思います。本日は、お疲れさまでした。

○上下水道課上水道課長補佐（佐々木 聰） ありがとうございました。それでは、令和3年度第2回、美里町上下水道事業経営審議会は以上となります。皆さま、お疲れ様でございました。

上記会議の経過は、美里町上下水道課長 櫻井純一郎の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和 3 年 12 月 24 日

会議録署名委員

金子浩一

会議録署名委員

菊池文夫